

指定金融機関の指定について

地方自治法施行令第 168条第 2 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの間における、本市公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関として、次の者を指定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市通横町 23 番地

スルガ銀行株式会社